

学位申請の手引き

令和7年度

産業医科大学大学院医学研究科
産業衛生学専攻 博士後期課程

0 目 次

[付録 1]	医学研究科 産業衛生学専攻（博士後期課程）履修モデル	2
[付録 2]	学位取得までのスケジュール	3
[付録 3]	産業衛生学専攻 博士後期課程 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	4

1. 履修計画

§	フローチャート	6
1-1.	指導教員の決定	7
1-2.	授業科目履修登録	7
1-3.	研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成	7

2. 倫理審査

§	フローチャート	9
2-1.	倫理審査の手続き	10
2-1-1.	産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	10
2-1-2.	その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	10
2-2.	模擬倫理審査	10

3. 学位申請から学位審査まで

§	フローチャート	12
3-1.	学位申請資格	13
3-2.	早期修了	13
3-3.	学位申請手続き	13
3-4.	審査委員会の設置と審査委員の選出	13
3-5.	博士論文公開審査	
3-5-1.	博士論文公開審査	13
3-5-2.	博士論文公開審査会の準備	14
3-5-3.	博士論文審査の方法	14
3-6.	最終試験	14
3-7.	最終判定	14

3-8. 学位審査	15
3-9. 審査結果の通知及び学位授与	15
3-10. 学位論文の要旨等の公表	15
[付録 4] 大学院医学研究科 学位論文審査基準 抜粋	15
[付録 5] 大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	16

付録（各種書類等）

研究指導計画書（実施経過・実績報告書）

博士論文テーマ届

学位申請書（様式第 1 号）

論文要旨（様式第 2 号）

承諾書（様式第 3 号）

学位論文に関する宣誓書（様式第 4 号）

論文審査終了報告書（様式第 5 号）

学位論文審査結果要旨（様式第 6 号）

最終試験結果要旨（様式第 7 号）

最終試験に対する回答（様式第 8 号）

[付録 1] 医学研究科 産業衛生学専攻（博士後期課程）履修モデル

年次	科目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	共通 科目 産業衛生学特論 2単位(15コマ必修)	研究 指導 計画											
2	専門 領域 科目 特別論文指導 8単位(適宜)												
3									学位 申請	学位審査		学位 授与	

博士後期課程からの入学者は、「産業衛生学研究概論」（博士前期課程の科目）の受講を推奨している。

[付録2] 学位取得までのスケジュール

	主なスケジュール		提出書類等	様式	提出先
1 年 次	4月	入学 新入生オリエンテーション 履修計画指導 受講開始			
	5月	履修・研究指導	研究指導計画書(実施 経過・実績報告書)	教務課所定様式	教務課
		倫理審査申請 倫理審査	※本学倫理審査 HP 参照	大学所定様式	
2 年 次	5月	研究・論文作成の経過 確認・指導	研究指導計画書(実施 経過・実績報告書)	教務課所定様式	教務課
3 年 次	5月	研究・論文作成の経過 確認・指導	研究指導計画書(実施 経過・実績報告書)	教務課所定様式	教務課
		論文投稿 論文受理～学術誌の公表			
	8月末	博士論文テーマ届提出	博士論文テーマ届	教務課所定様式	教務課
	11月	学位申請に係る書類提出 月末 申請締切	学位申請書 学位論文(審査稿) 5部* 論文要旨 5部* 原著論文 5部* 承諾書 学位論文に関する宣誓書 *書面およびデータで提出 博士論文テーマ届 1部	様式第1号 様式第2号 ※必要時 様式第3号※原著 論文が共著の場合 様式第4号 教務課所定様式	教務課
	1月	博士論文公開審査会			
	2月	論文審査終了報告書 および学位論文(最終稿) 提出 可否判定	論文審査終了報告書 学位論文審査結果要旨 最終試験結果要旨 最終試験に対する回答 学位論文(最終稿) 3部 論文要旨 3部 ※以上を書面およびデータで 提出	様式第5号 様式第6号 様式第7号 様式第8号 様式第2号	教務課
	3月	学位記授与式			

[付録 3]

[産業衛生学専攻博士後期課程 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）]

令和2年4月1日公表

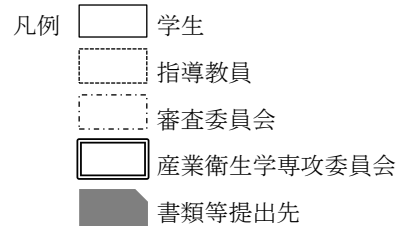
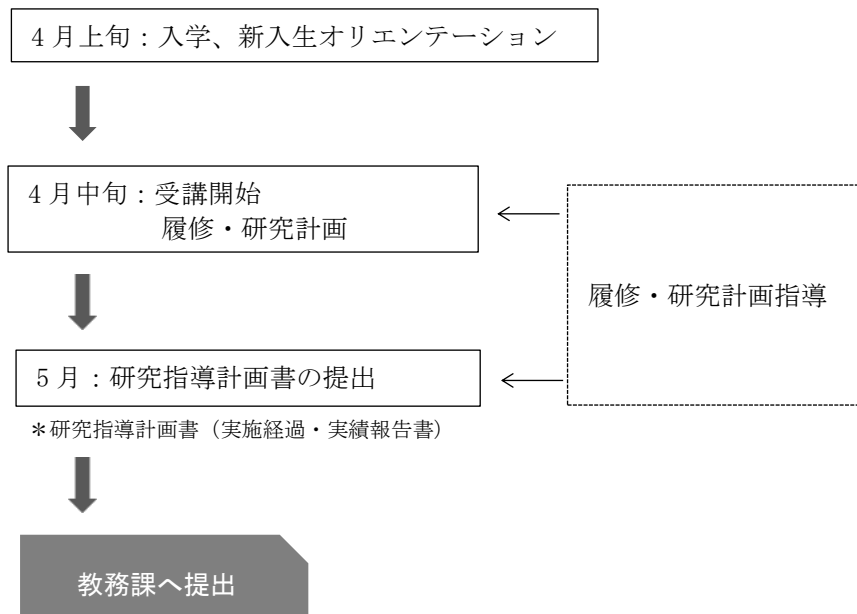
産業衛生学専攻（博士後期課程）は、前期課程における産業衛生学の13の専門領域を、後期課程では6領域に集約し、「共通科目」と「専門領域科目」を設置した教育内容としています。

1. 「共通科目」は、学生の主体性や能動性を引き出す教員と学生による双方向型の講義を行い、研究の思考性の基となる多面的アプローチを行う素質を身につける科目としています。
2. 「専門領域科目」は、産業衛生学の中で履修者が専門とする領域に関する探求を深めることができる内容としています。
3. 実践的な教育の機会や学術発表指導により、自らの学識を教授する能力を身につけることができる内容としています。また、国際社会に通用するグローバルな能力（英語によるコミュニケーション力、プレゼンテーション力、文献読解力ならびに英文作成力）を修得することを目標としています。
4. 博士論文作成への指導・支援を行い、多様な視点からの指導が可能となるよう複数の指導教員により指導します。
5. 後期課程からの入学者は、「産業衛生学研究概論（前期課程の必修科目）」の受講を推奨しています。

1 履修計画

§ <u>フローチャート</u>	6
1-1. 指導教員の決定	7
1-2. 授業科目履修登録	7
1-3. 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成	7

§ フローチャート



1-1. 指導教員の決定

指導教員は、学生の希望する研究領域により出願時に決定し、博士論文の作成に至るまで一貫した研究指導を行う。なお、その指導は、本学医学研究科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）およびディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、産業衛生学専攻博士論文作成要領、本手引きに基づき行う。

1-2. 授業科目履修登録

学生は、修了要件をふまえ必要な科目を履修する。博士後期課程においては、履修科目は全て必修の科目であることから、受講希望科目調査票等の提出は不要。

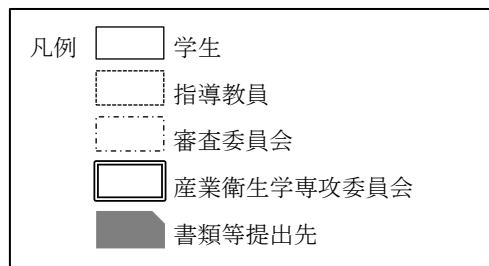
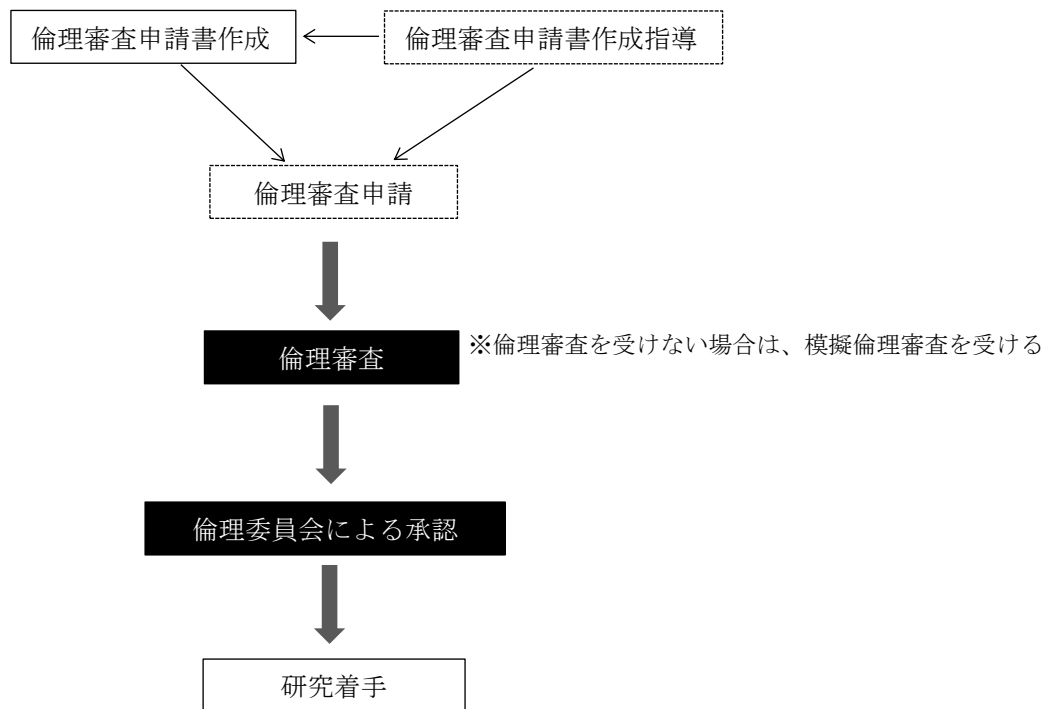
1-3. 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成

希望する研究領域で学位を取得するにあたり、所定の単位を修得しなければならない。また、定めた修業年限に修了するためには、計画的に科目履修と博士論文作成を進める必要がある。このため、「研究指導計画書（実施経過・実績報告書）」（教務課所定様式）を4月1日現在で指導教員と作成し、毎年5月の所定の期日までに教務課大学院係に提出する。

2 倫理審査

§	<u>フローチャート</u>	9
2-1.	倫理審査の手続き	10
2-1-1.	産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	10
2-1-2.	その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	10
2-2.	模擬倫理審査	10

§ フローチャート



2-1. 倫理審査の手続き

学生は、学位取得のために行おうとする研究の内容について、倫理的妥当性に関する審査（以下「倫理審査」という。）を受けなければならない。研究に必要な倫理については、厚生労働省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」および「同ガイダンス」を熟読のこと。

なお、倫理審査の申請方法については、審査を受けようとする各施設・機関の手順を確認すること。

2-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合

本学の倫理委員会は、原則として毎月第1水曜日に開催される。倫理審査の申請は、指導教員を申請者とし、所定の期日までに必要な書類（申請書様式は本学ホームページからダウンロード可能）を提出しなければならない。詳細については、本学ホームページ「倫理委員会の審査等に関する手順書」を参照のこと。

なお、倫理審査を申請する者は、ア. 本学で開催する倫理に関する講習会を受講していること、イ. APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)を受講していること、ウ. 本学利益相反委員会の承認を得ていることなどの条件があるため、受講日時や方法について事前に確認しておくこと。

2-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合

研究データを収集する施設・機関において倫理審査が必要な場合は、各施設・機関の倫理審査申請方法に基づき行う。なお、この場合であっても本学の倫理委員会への申請が必要である。

2-2. 模擬倫理審査

学生によっては、既に倫理審査を受けたコホート研究のデータを用いて研究および博士論文作成を行うなど、在籍期間に倫理審査を受ける機会を得られない場合があることから、そうした学生を対象に、教育的な目的で模擬倫理審査を実施する。学生は、自身の研究計画について10分以内で説明を行い、その後、20分程度、質疑応答を実施する。模擬倫理審査は産業衛生学専攻の教員が行う。

研究倫理に配慮した計画書を作成し、それについて説明および質疑応答する機会を設ける。

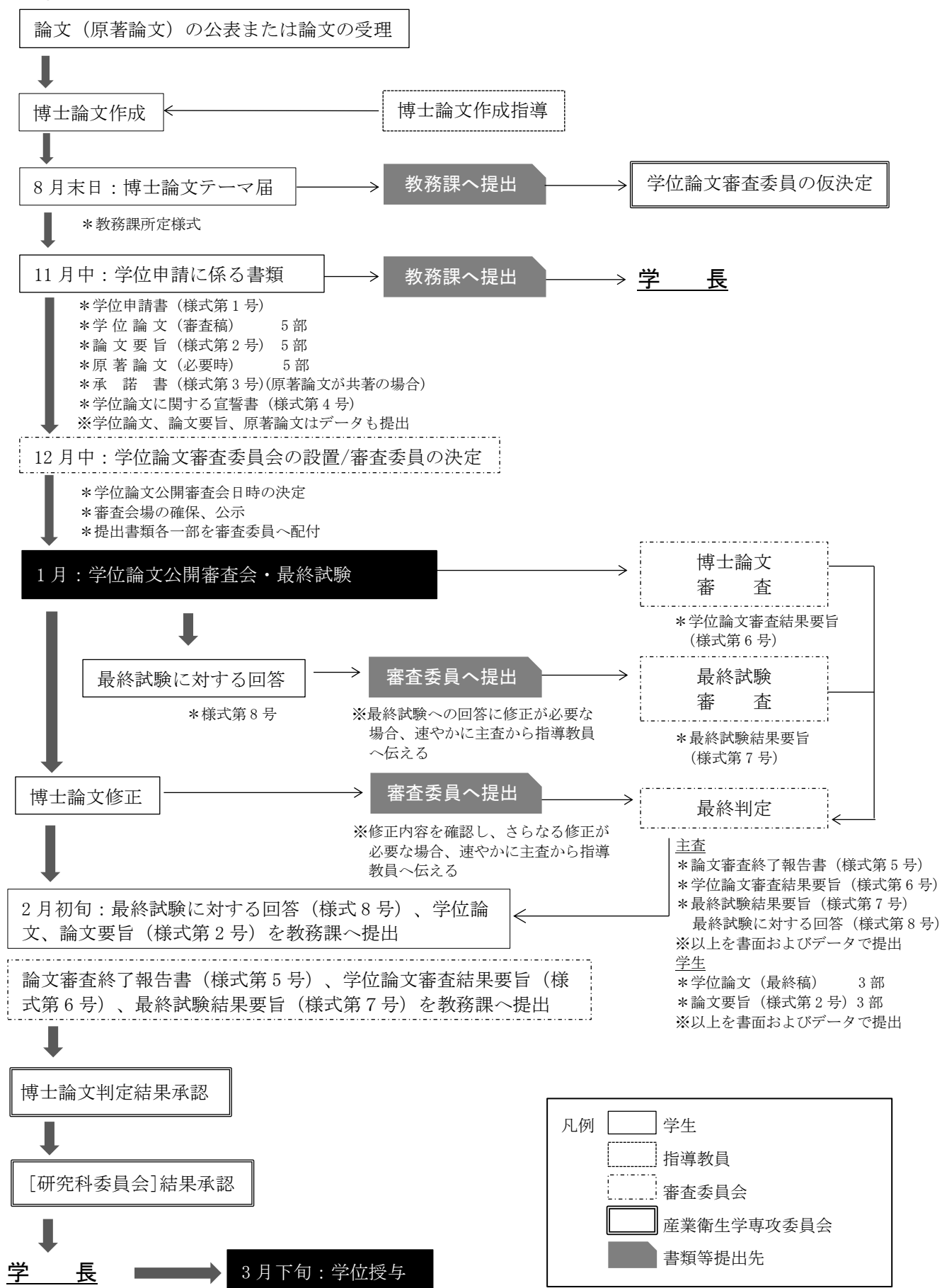
対象者は、自身の研究テーマに係る倫理審査を受ける機会が得られない者とし、学位論文の提出までの期間に模擬倫理審査を受けること（研究テーマが固まる1年次に受けることが望ましい）とする。

実施時期は、毎年6月、10月、2月とし、学生は指導教員の指導のもと、研究計画書（本学HP様式集より取得）を作成し、その他、倫理審査に準拠した必要な書類（当該テーマが倫理審査を受けた際の書類のコピー等）を添付のうえ、開催日の前々月末（4月末日、8月末日、12月末日）までに、教務課あて提出すること。

3 学位申請から学位審査まで

§ <u>フローチャート</u>	12
3-1. 学位申請資格	13
3-2. 早期修了	13
3-3. 学位申請手続き	13
3-4. 審査委員会の設置と審査委員の選出	13
3-5. 博士論文公開審査	
3-5-1. 博士論文公開審査	13
3-5-2. 博士論文公開審査会の準備	14
3-5-3. 博士論文公開審査の方法	14
3-6. 最終試験	14
3-7. 最終判定	14
3-8. 学位審査	15
3-9. 審査結果の通知及び学位授与	15
3-10. 学位論文の要旨等の公表	15
[付録 4] 大学院医学研究科 学位論文審査基準 抜粋	15
[付録 5] 大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	16

§ フローチャート



3-1. 学位申請資格

博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を10単位以上修得し、又は修得する見込みのある者とする。

3-2. 早期修了

博士前期課程修了者で、博士後期課程第2年次又は第3年次に在学し、優れた研究業績をあげた者については、早期修了を申請することが可能となる。詳細は教務課大学院係まで。

3-3. 学位申請手続き

学生は、「学位申請書・様式第1号」、「学位論文5部」（以下、審査稿という。博士論文作成要領参照）、「論文要旨・様式第2号5部」、「原著論文（必要がある場合）5部」、「承諾書・様式第3号（原著論文が共著の場合）」、「学位論文に関する宣誓書・様式第4号」を作成し、指導教員の自署・押印のうえ、3年次11月の所定の期日までに産業衛生学専攻委員会に提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、代理人による提出は不可）。なお、「審査稿」、「論文要旨」、「原著論文」については、データも教務課に提出する（送付先は教務課大学院係 <kyomu@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp>）。原著論文の図版を加工せず、そのまま学位論文に転載する場合には、転載許可証も提出する。

3-4. 審査委員会の設置と審査委員の選出

学位論文の審査は、産業衛生学専攻委員会が設ける博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、各論文ごとに産業衛生学専攻委員会において互選する3名（指導教員を除く。）の審査委員をもって組織する。審査委員の互選により、1名を主査とし、他を副査とする。

審査委員会は、必要と認めるときは、指導教員又は本学医学研究科医学専攻および看護学専攻の教員の協力を得ることができる。

3-5. 博士論文公開審査

3-5-1. 博士論文公開審査

学位申請に係る書類を提出した学生は、当該研究結果について審査委員会の審査を受けなければならない。

審査委員会は、研究結果の妥当性などの確認のため、博士論文公開審査会を開催する。

公開審査会は、学生による研究成果の発表（20～30分）および質疑応答（30分程度）をもって行う。

3-5-2. 博士論文公開審査会の準備

学生は、研究成果発表の準備を行う。

指導教員は、博士論文発表の指導および公開審査会開催に向けての準備を行う。

教務課は、審査会場を確保し、原則、開催2週間前までに大学院構成講座等に公開審査会の公示および申請者に通知を行う。また、学生から提出された学位申請に係る書類のうち、「審査稿」、「論文要旨」、「原著論文（提出があれば）」を1部ずつ審査委員会および指導教員に配付する。

3-5-3. 博士論文審査の方法

博士論文公開審査会終了後、審査委員会は、学位論文審査基準に基づき博士論文の審査を行う。審査結果および審査総括は、「学位論文審査結果要旨・様式第6号」に記載する。

3-6. 最終試験

博士論文公開審査の後、審査委員会による最終試験を行う。最終試験は、学位論文審査基準に基づき口頭又は筆記により行う。

学生は、最終試験の後、「最終試験に対する回答・様式第8号」を作成し、速やかに提出する（提出先は審査委員会）。

審査委員会は、「最終試験に対する回答」が提出されたら直ちに学位論文審査基準に基づき審査を行う。審査結果は、「最終試験結果要旨・様式第7号」に記載する。なお、回答に修正が必要な場合は、速やかに指導教員へ伝える。

3-7. 最終判定

学生は、主査から指示があった場合には、審査稿に審査過程での補訂を加え、最終提出用の博士論文（以下、最終稿という。「博士論文作成要領」参照）を作成し、最終判定を受けなければならない（提出先は審査委員会）。また、必要のある場合には、論文要旨についても補訂を加える。審査委員会が、補訂の必要がないと判断した場合には、審査稿を最終稿とする。審査委員会は、最終稿を対象に、学位論文審査基準に基づき最終判定を行う。なお、必要があれば、最終判定前に修正を求めることができる。判定結果は、主査が「学位論文審査結果要旨・様式第6号」に記載し、2月の所定の期日までに「論文審査終了報告書・様式第5号」、「最終試験結果要旨・様式第7号」および「最終試験に対する回答・様式第8号」を添えて、書面およびデータで産業衛生学専攻委員会へ提出する（提出先、送付先は教務課大学院係<kyomu@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp>）。

学生は、「最終稿および論文要旨3部」を書面およびデータで産業衛生専攻委員会へ提出する。補訂を行っていない場合も同様とする。それ以降の補訂は認めない。

3-8. 学位審査

産業衛生学専攻委員会は、産業医科大学学位規程第 11 条に拠り、審査委員会から提出された「論文審査終了報告書・様式第 5 号」、「学位論文審査結果要旨・様式第 6 号」、「最終試験結果要旨・様式第 7 号、最終試験に対する回答・様式第 8 号」に基づき最終判定の可否の決定を行い、研究科委員会を経て、学長に報告する。

学位論文および最終試験の合格又は不合格は、研究科委員会において審査し、学長が決定する。

3-9. 審査結果の通知及び学位授与

最終決定で「合格」と認定された者について学位を授与することとし、3 月もしくは 9 月に学位記授与式を執り行う。

3-10. 学位論文の要旨等の公表

本学は、博士の学位を授与したときは、その日から 3 月以内に論文内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

[付録 4]

[大学院医学研究科 学位論文審査基準 抜粋]

令和 2 年 4 月 1 日公表

1. 学位論文審査体制

各専攻審査委員会（主査 1 名、副査 2 名以上）が、学位論文審査基準に基づき、公開審査会において論文の審査及び最終試験（試問）を行い、論文審査結果の要旨及び最終試験（試問）結果の要旨を作成する。学位審査の最終的な可否判定は、各専攻委員会、大学院医学研究科委員会を経て、学長が最終決定を行う。

2. 学位論文審査基準（博士論文）

① 研究目的の新規性、創造性

産業医学を含む医学分野または産業衛生学分野の高度で幅広い専門的知識に基づき、新規性、創造性を有する研究である。

② 研究方法・倫理観

研究計画、研究方法が適切な論証性・倫理性を備えて企画・推進・実施されている。

③ 結果の提示と考察

普遍性を持つ研究成果、考察の展開を論理的に説明でき、結論が合理的に導きだされている。また、論文内容の発表と質疑に対する応答が論理的かつ明解である。

④ 学術的、社会的意義、今後の発展性

研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されている。産業医学を含む医学分野または産業衛生学分野における学識を教授し、研究の発展に寄与・貢献できる。国際社会に通用する可能性を有する。

[付録 5]

[大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）] 令和2年4月1日公表

産業衛生学専攻（博士後期課程）では、本研究科の規定する修業年限以上在学し、次に示す高度な学識及び研究能力を有するとともに、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文審査及び最終試験に合格した者に博士（産業衛生学）の学位を授与します。

1. 産業衛生学分野の高度で幅広い専門的知識を修得している。
2. 学術的意義、新規性、創造性等を有する研究について、倫理性を備えて企画・推進・実施できる。
3. 高度な普遍性を持つ研究成果を論理的に説明できる。
4. 実践的な教育の機会や学術発表を通じて、産業衛生学分野における学識を教授できる。
5. 国際社会に通用するグローバルな能力を有する。
6. 生涯にわたり真理を追究する探求心を持ち、研究分野の発展に寄与・貢献できる。